



介護予防・日常生活支援総合事業 (総合事業) に関する説明会

平成28年3月9日 魚津市社会福祉課

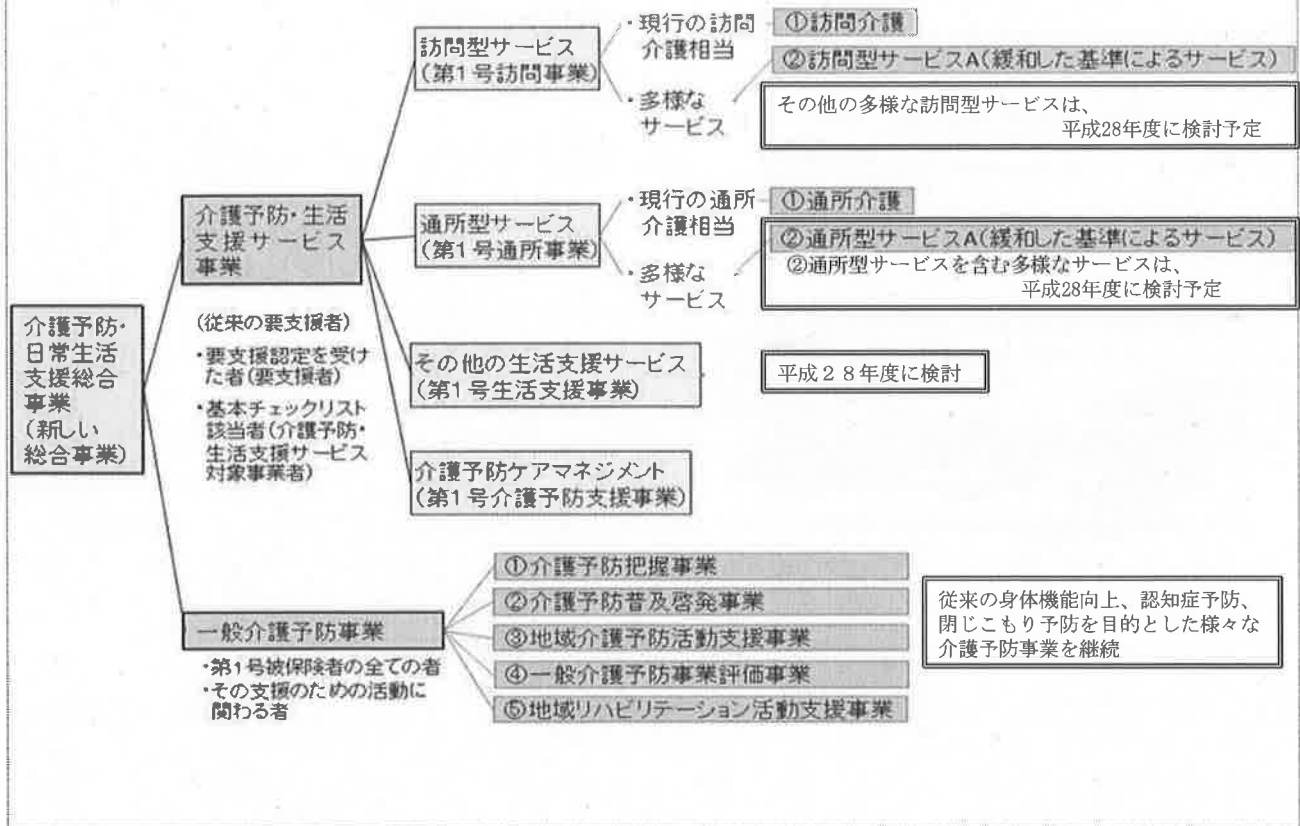
介護予防・日常生活支援総合事業について

○H26の介護保険改正法により地域支援事業として創設された制度
魚津市では、平成28年3月22日から実施する。

○介護予防給付（要支援1、2対象）のサービスのうち介護予防訪問介護及び介護予防通所介護が、総合事業の訪問型サービス、通所型サービスに位置付けられる



魚津市における介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）の構成



総合事業利用の流れ（新規・更新） *原則要支援認定等の申請を行う

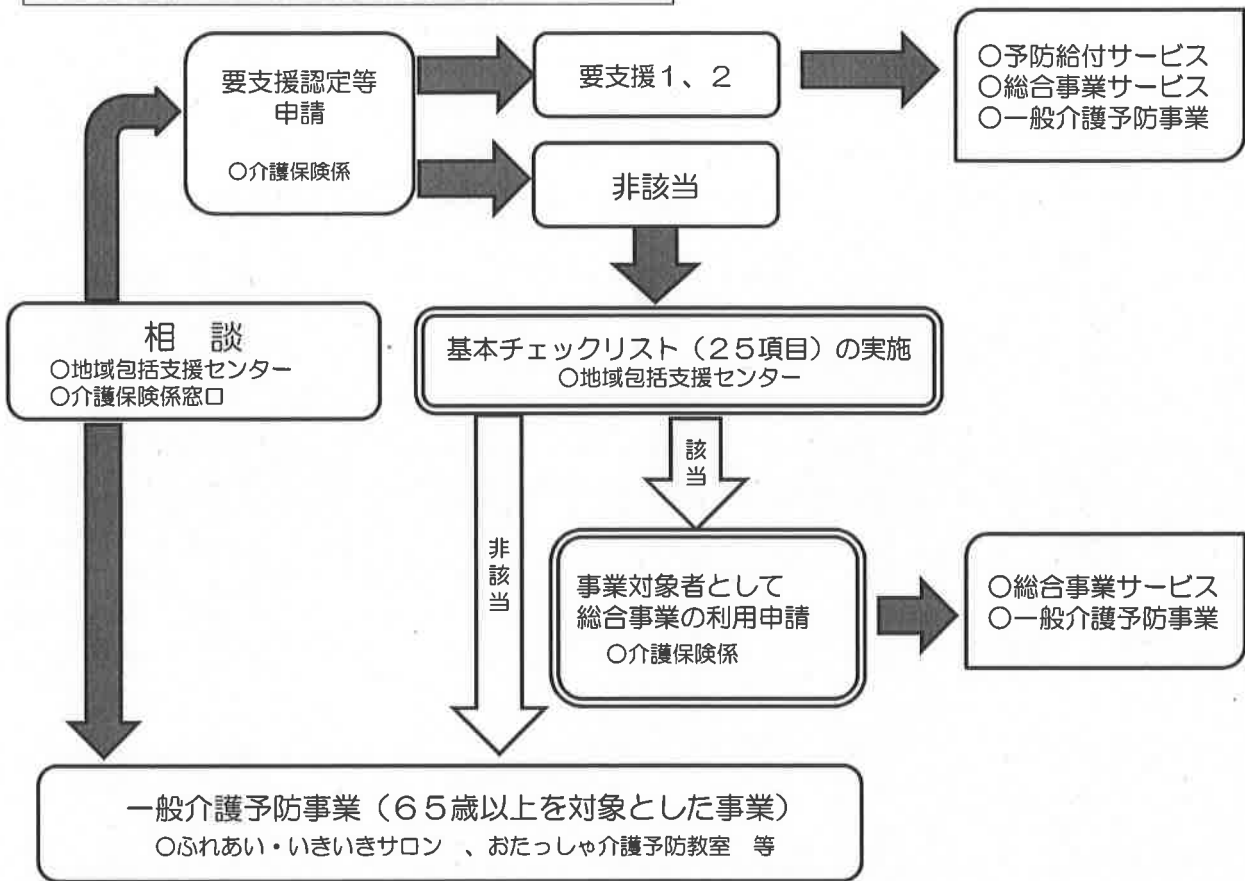
<新規> 本人及び家族からサービス利用の相談を受けたとき

- 原則は要支援認定等申請を行う・・・要支援1、2
- 要支援認定等の結果が非該当の場合・・・事業対象者
 - ①地域包括支援センターから非該当の通知後に連絡
 - ②地域包括支援センターと日程調整し、基本チェックリストとアセスメントの実施
 - ③該当した場合は、サービス事業の利用へとつなげる
 - ④一般介護予防事業の利用も可能

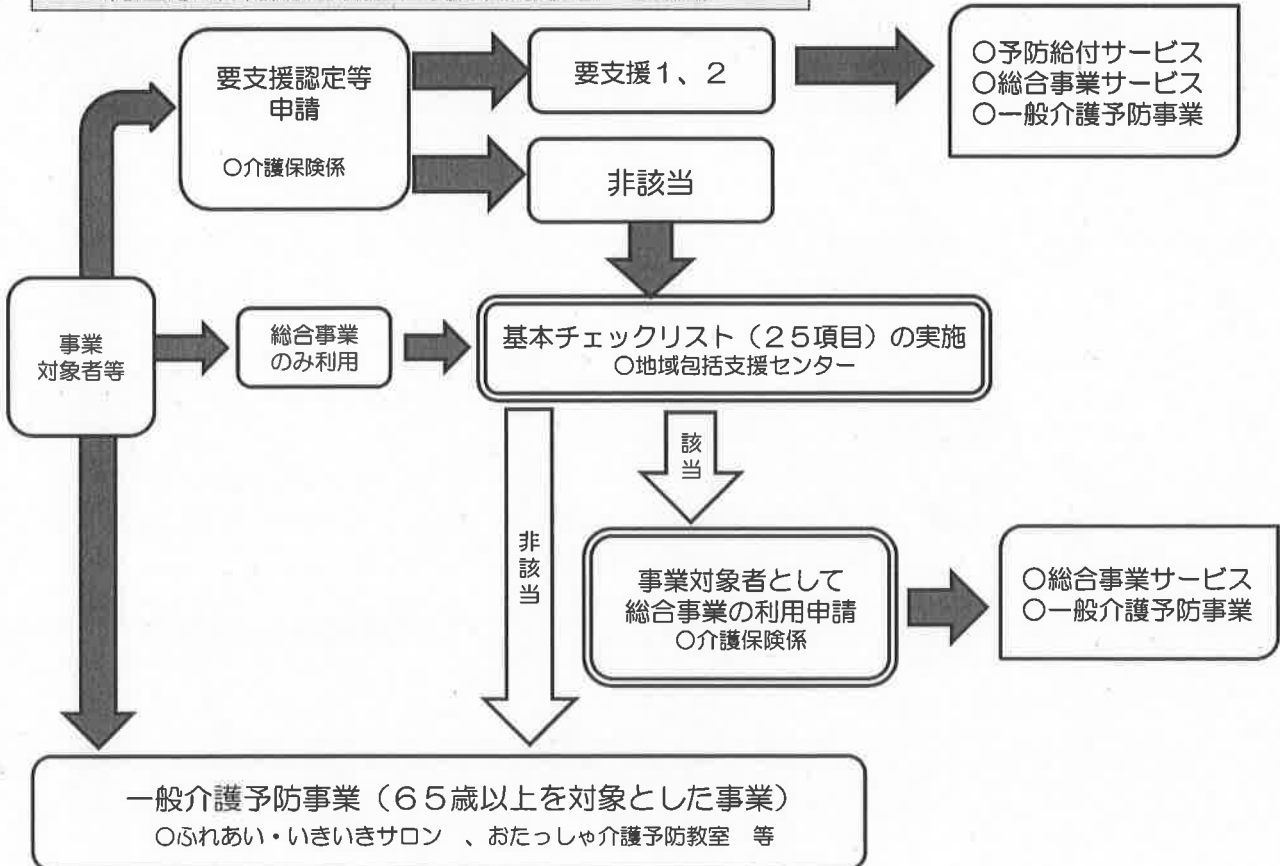
<更新及び要支援認定等申請>

- 事業対象者の更新
 - ・事業対象者が総合事業のみの利用の場合・・・基本チェックリストによる更新
- 要支援認定等申請
 - ・要支援1、2の場合（要支援認定の更新）
 - ・事業対象者が福祉用具の利用や医療系サービス等の利用が必要な状態の場合

総合事業利用の流れ（新規）



総合事業利用の流れ（事業対象者 更新）



通所型サービス(現行の介護予防通所介護相当のサービス)の基準

サービス内容	○現行の介護予防通所介護と同等のサービス
対象者	要支援認定者(要支援1、2)、事業対象者
サービス提供の考え方	○既にサービスを利用しているケースで、引続きサービスの利用が必要とケアマネジメントで認められるケース ○専門職の指導による生活機能向上のための支援(運動器機能向上、栄養改善、口腔機能向上、うつ・認知症・閉じこもり予防)が必要なケース
事業の実施方法	事業者指定 (H27.4.1以降の新規開設事業者は申請が必要)
人員	管理者 常勤・専従 1以上 生活相談等 専従 1以上 資格:介護福祉士、介護職員初任者研修等終了者 看護職員 専従 1以上 介護職員 利用者15人までに専従 1以上 利用者15人以上は利用者1人に対し専従 0.2以上 機能訓練指導員 1以上
設備	食堂、機能訓練室(3㎡×利用定員以上) 静養室、相談室、事務室 消火設備その他の非常災害に必要な設備 その他の必要な備品
運営 (現行の介護予防通所介護と同様)	○個別サービス計画の作成 ○事故発生時の対応 ○従事者の清潔の保持・健康状態の管理 ○廃止・休止の届出と便宜の提供 ○秘密保持等 等
ケアマネジメント	原則的なケアマネジメントのプロセスで実施(プラン作成、モニタリング 等)
個別サービス計画(事業所)	作成必要
単価	(介護予防給付の)介護予防通所介護の単価を基準に、1回あたりの報酬単価を設定する ○サービスコード:A5(みなし指定) ・要支援1及び事業対象者 月に3回まで 378単位/回 月に4回以上 1,647単位/月 ・要支援2 月に7回まで 389単位/回 月に8回以上 3,377単位/月 <加算> ①生活機能向上グループ活動加算 ②運動器機能向上加算 ③栄養改善加算 ④口腔機能向上加算 ⑤選択的サービス複数実施加算 ⑥事業所評価加算 ⑦サービス提供体制強化加算 ⑧若年性認知症利用者受入加算 240単位/月 ⑨中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 ⑩介護職員処遇改善加算 介護予防給付と同率 <減算> ①利用者の数が利用定員を超える場合 × 70/100 ②看護・介護職員の員数が基準に満たない場合 × 70/100 ③事業所と同一建物に居住する者等に通所型サービスを行う場合 介護予防給付と同額
利用料	○1割(一定以上所得者は、2割相当):負担割合証により確認
事業者への支払い	○国保連にて審査後支払

サービス内容	○現行の介護予防訪問介護と同等のサービス ○訪問介護員による身体介護及び身体介護を伴う生活援助 ○サービスの提供時間 (概ね 60分)
対象者	要支援認定者(要支援1、2)、事業対象者
サービス提供の考え方	○既にサービスを利用しているケースで、引続きサービスの利用が必要とケアマネジメントで認められるケース ○身体介護が必要なケース
事業の実施方法	事業者指定 (H27.4.1以降の新規開設事業者は申請が必要)
人員	管理者 常勤・専従 1以上 訪問介護員等 常勤換算 2.5以上 資格:介護福祉士、介護職員初任者研修等終了者
	サービス提供責任者 (一部非常勤可) 常勤訪問介護員等のうち、利用者40人に1人以上。ただし、常勤のサービス提供責任者を3人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者が1人以上配置されている等の事業所は、利用者50人に1人以上 資格:介護福祉士 実務者研修修了者 3年以上介護等の業務に従事した介護職員初任者研修等修了者
設備	事業の運営に必要な広さを有する専用の区画 必要な設備・備品
運営	○個別サービス計画の作成 ○秘密保持等 ○運営規定等の説明・同意 ○事故発生時の対応 ○提供拒否の禁止 ○廃止・休止の届出と便宜の提供 ○訪問介護員等の清潔の保持・健康状態の管理
ケアマネジメント	原則的なケアマネジメントのプロセスで実施(プラン作成、モニタリング 等)
個別サービス計画(事業所)	作成必要
単価	(介護予防給付の)介護予防訪問介護の単価を基準に、1回あたりの報酬単価を設定する ○サービスコード:A1(みなし指定) ・週1回程度 月に3回まで 266単位/回 月に4回以上 1,168単位/月 ・週2回程度 月に7回まで 270単位/回 月に8回以上 2,335単位/月 ・週3回程度 月に11回まで 285単位/回 月に12回以上 3,704単位/月 <加算> ①初回加算 200単位/月 ②生活機能向上連携加算 100単位/月 ③介護職員処遇改善加算 ④特別地域加算 ⑤中山間地域小規模加算 ⑥中山間地域等サービス加算 } 介護予防給付と同率 <減算> ①介護職員初任者研修過程を終了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70/100 ②事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90/100
利用料	○1割 (一定以上所得者は、2割相当):負担割合証により確認
事業者への支払い	○国保連にて審査後支払

※指定訪問介護と同一の事業所で実施の場合は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を満たしていること

※人員のうち「サービス提供責任者」の基準中「利用者」とは、指定訪問介護及び訪問型サービス(現行の介護予防訪問介護相当のサービスのみ)利用者を含めるものとする

サービス内容	○身体介護(排泄・食事介助、清拭、入浴介助等)を行わない ○訪問介護員等以外の従事者(一定の研修の修了者)によるサービス提供 ○サービスの提供時間 (概ね 45分)
対象者	要支援認定者(要支援1、2)、事業対象者
サービス提供の考え方	○既にサービスを利用しているケースで、引続きサービスの利用が必要とケアマネジメントで認められるケース ○身体介護が不要なケース
事業の実施方法	事業者指定/委託 (当面は事業者指定のみを想定)
人員	管理者 専従 1以上 (常勤でなくても可。なお、訪問介護相当サービスと一体実施の場合は兼務可) 従事者 必要数 資格: 介護福祉士 介護職員初任者研修等終了者 等 市長が認める一定の研修の修了者
	従事者のうち、1人以上。 資格: 介護福祉士その他政令で定める者(介護保険法第8条第2項) 訪問型サービスA責任者 ※訪問型サービスA責任者は、同一事業所で指定訪問介護及び訪問介護相当サービスを実施する場合は、サービス提供責任者と兼務することはできません(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準による)
設備	事業の運営に必要な広さを有する専用の区画 必要な設備・備品
運営(最低限)	○個別サービス計画の作成 ○事故発生時の対応 ○訪問介護員等の清潔の保持・健康状態の管理 ○廃止・休止の届出と便宜の提供 ○従事者又は従事者であった者の秘密保持等
ケアマネジメント	原則的なケアマネジメントのプロセスで実施(プラン作成、モニタリング 等)
個別サービス計画(事業所)	作成必要
単価	(介護給付の)訪問介護の単価(生活支援)を基準に、1回あたりの報酬単価を設定する ○サービスコード:A2-2(緩和した基準によるサービス) 1回あたり単価を201単位とする ・週1回程度 201単位/回 ・週2回程度 201単位/回 ・週3回程度 201単位/回 月に13回以上 2,613単位/月 <加算> ①初回加算 200単位/月 ②生活機能向上連携加算 なし ③介護職員処遇改善加算 ④特別地域加算 ⑤中山間地域小規模加算 ⑥中山間地域等サービス加算 } 介護予防給付と同率 <減算> ①事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 $\times 90/100$
利用料	○1割 (一定以上所得者は、2割相当):負担割合証により確認
事業者への支払い	○国保連にて審査後支払

※指定訪問介護と訪問型サービス(訪問介護相当サービス)を同一の事業所で実施の場合は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を満たしていること

「訪問型サービス（緩和した基準によるサービス）」の従事者の範囲について

平成28年3月

魚津市社会福祉課

訪問型サービス（緩和した基準によるサービス）では、従事者の資格として有資格者の訪問介護員に加え「市が認める一定の研修の修了者」を認めることとしています。

魚津市では現在、訪問型サービス従事者のため研修の予定はありませんが、「高齢者の特性に関する内容の研修であって修了証等の証明書等が発行されている研修」を想定しております。該当する研修かどうかは、その研修カリキュラム及び修了証により確認させていただくこととします。

1. 訪問介護員の具体的範囲

平成24年3月28日付け老振発0328 第9号厚生労働省老健局振興課長通知「介護員養成研修の取扱細則について（介護職員初任者研修関係）」及び平成12年3月1日付け老企第36号厚生省老人保健福祉局企画課長通知「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」に基づくもの

- ① 介護職員初任者研修修了者
- ② 社会福祉士法及び介護福祉士法に基づく実務者研修修了者
- ③ 訪問介護員養成研修課程修了者1級、2級（H12～H24）
- ④ 介護職員基礎研修課程修了者（H18～H24）
- ⑤ ホームヘルパー養成研修修了者1級、2級（H3～H11）
- ⑥ 家庭奉仕員講習会修了者（S62～H2）
- ⑦ 家庭奉仕員採用時研修修了者（S57～S61）
- ⑧ 看護師
- ⑨ 准看護師
- ⑩ 保健師
- ⑫ 介護福祉士
- ⑬ 居宅介護職員初任者研修修了者（H15～H24）
- ⑭ 障害者（児）ホームヘルパー養成研修修了者（H13～H14）

2. 魚津市が認める一定の研修の修了者（ここに挙げた研修等は一部です）

- ・訪問介護員養成研修3級課程修了者
- ・介護支援専門員
- ・シルバー人材センター技能講習等（調理補助、清掃等）修了者
- ・サービス介助士資格（民間）
- ・高齢者コミュニケーター資格（民間）

サービス単位数算定についての補足

○現行の“介護予防訪問介護相当”と“訪問型サービスA”（緩和した基準によるサービス）を併用する場合、両サービスの単位数（加算を除く）の合計に、次のとおり上限を設けられている

利用頻度	サービス単位数上限	対象者
1週に2回程度	2,335単位／月	要支援1、2・事業対象者
1週に3回以上	3,704単位／月	要支援2

総合事業への移行に伴う事業所における変更作業について（ケアマネジメント）

<新規及び更新に伴う事務>

○総合事業の対象となった場合の利用者との契約等

①更新・利用者との再契約（介護保険予防給付から地域支援事業に移行するため）
重要事項説明書の交付・説明・同意

②新規認定・・・総合事業の利用についての契約、説明

<必要な書類>…包括支援センターが準備します

ア「介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務契約書」

イ「介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント事業重要事項説明書」

ウ「個人情報使用同意書」

○介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書

①新規認定者

②要介護から要支援に変更した者

- ① 総合事業としてサービス提供する場合には、新たに「利用者との契約」及び「重要事項説明書の交付・説明・同意」が必要となる
 - …現在の介護予防訪問（通所）介護の提供に係る契約は、総合事業には適用されない
- ② 1回あたりの単価設定を導入するに伴い、利用料が変更となる
 - …重要事項説明書の利用料金の変更が必要となる
- ③ 国保連合会を通じて請求・支払となるため、総合事業用のサービスコード表や総合事業用の請求書様式を利用することになる
 - …各法人（各事業所）が使用している介護保険システムが対応できるよう確認及び設定が必要

事業所指定について

<総合事業を実施する事業所の指定は、魚津市が行う>

- ① 現行の介護相当サービスの事業者指定は、「みなし指定の制度」を活用するため、既存の事業所は指定申請は不要。
 - ※みなし指定とは、平成27年3月31日時点で県の有効な介護保険事業者の指定を持つ指定介護予防サービス事業所は、総合事業における指定事業所とみなし、指定されていること（みなし指定の有効期限は平成30年3月31日までのため、みなし指定の有効期間終了前に魚津市へ指定更新手続きが必要）
- ② 平成27年4月1日以降に新規の介護保険事業者を指定を受けている場合は、総合事業の事業者指定の手続きが必要
（申請 → 市役所社会福祉課）
- ③ 緩和した基準によるサービスを実施する場合は指定の手続きが必要
（申請 → 市役所社会福祉課）

「訪問型サービスA」申請の受付…平成28年3月10日から3月18日まで（期限厳守）